

## 15 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護、虐待防止等に関する担当者を選定し、必要な体制を整備します。</li> </ul>	
	虐待防止に関する担当者	管理者 南 美沙子
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用支援をします。</li> <li>・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。</li> <li>・虐待防止のための指針を整備しています。</li> <li>・虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。</li> <li>・職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。</li> <li>・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを別府市へ通報します。</li> </ul>	

## 16 身体拘束等

身体拘束の禁止	事業所は身体拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、①緊急性②非代替性③一時性の3原則を満たすか事業所内で十分協議を行い、満たした場合に限って利用者やその家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し、同意を得た上で必要最小限の範囲内で行うことがあります。
記録	身体拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録し、5年間保存します。

## 17 地域との連携

運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。また、当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置運営しています。

構成	自治委員、利用者、利用者のご家族 市職員 地域住民の代表者 地域包括支援センター職員 当施設職員
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

## 18 第三者評価の実施の有無 有 無

1年に1回以上、自ら提供するサービスについて、サービスの質の評価を行うとともに、運営推進会議に於いて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていきます。

## 19 サービス利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。被保険者証情報等に変更があった場合には速やかにお知らせください。
設備・器具の取扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。